

京都市告示第 130 号

介護保険法第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 11 第 1 項の規定により、介護保険法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び介護保険法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成 21 年 5 月 28 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

医療法人 栄仁会（理事長 奥宮 祐正）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都府宇治市五ヶ庄三番割 3 2 番地 1

3 事業所の名称

栄仁会デイサービスセンターおおわだの郷

4 事業所の所在地

京都府宇治市五ヶ庄折坂 5 5 番地

5 指定する事業の種類

認知症対応型通所介護，介護予防認知症対応型通所介護

6 指定年月日

平成 21 年 5 月 1 日

7 介護保険事業所番号

2 6 7 1 2 0 0 4 6 3

8 指定に当たって付す条件

指定の効力については、宇治市長が承認した京都市の被保険者が利用する場合にのみ生じます。

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)